

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

湯前木材事業協同組合

平成20年6月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 湯前木材事業協同組合の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

V . 審査判定表

I. 湯前木材事業協同組合の概要

1. 申請者名称 湯前木材事業協同組合 代表理事 那須 主隆
(所在地) 熊本県球磨郡湯前町 4021-1
2. 認定事業体 湯前木材事業協同組合
3. 事業内容 原木市場

(認定対象業種) 素材流通業

4. 沿革・概要

湯前木材事業協同組合は、国産スギ、ヒノキを主に扱う原木市場である。昭和 38 年に前身の製材協同組合として設立され、その後事業内容を原木市場に専門化して今日に至っている。

年間の原木取扱量は、約 6 万 m³で、原木の主な集荷先は、熊本県南部から宮崎県中北部で、取扱原木の約 7 割はスギが占めている。

買い方は、定例市で 40 社前後を集めており、熊本県内で、SGEC 認証林材を使った住宅建設で実績を上げている新産住拓(株)も取引先である。

また、自動選別機を備え、高い選木機能を持つことから、九州森林管理局と「システム販売協定」を結び、地域の国有林材の安定供給の一翼も担っている。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、前記国有林等で SGEC 森林認証の取り組みが進んできていることから、選木機能とストック機能を持つ原木市場として、流域の SGEC 認証林材の適正な分別・表示と流通の一翼を担おうとするものである。

【湯前木材事業協同組合の概要】

- *創業 昭和 38 年 5 月
- *資本金 37,490 千円
- *組合員数 31 名
- *役員数 8 名 (代表理事 1、専務理事 1、理事 4、監事 2)
- *従業員数 12 名
- *土場面積 26,400 m² (第一土場 6,650 m²、第二土場 19,750 m²)
- *設備 自動選別機：1 機、選別用グラブ[°]ル：2 台、フォークリフト：7 台
- *年間売上高 約 6 億円
- *原木取扱量 5,000 m³/月 60,000 m³/年
(平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月)

5. 分別・表示管理の方針

湯前木材事業協同組合は、昭和 38 年設立の協同組合営の原木市場であり、委託材を扱う「原木市場」として、厳密な分別管理が行われている。

今回の SGEC 分別・表示事業体認定取得に当たり、「原木市場における認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「原木市場での適正な選木・販売体制を確立するため、「分別・表示管理責任者」を定め、認証林材と非認証林材とを隔離・管理し、「信頼と安心の SGEC 環境ブランド」を消費者に提供するとともに、持続可能な森林経営の普及と SGEC 認証林産物の P R を図る」としている。

また、「認証林産物の分別・表示管理計画」、「認証林産物の分別・表示管理方法」及び、「認証林産物の分別・表示管理体制」を整備し、「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」を作成して、分別・表示管理の徹底と管理体制を確立している。

【主な確認資料】

- 湯前木材事業協同組合の概要
- 原木市場における認証林産物分別・表示管理方針書
- 認証林産物の分別・表示管理計画
- 認証林産物の分別・表示管理方法
- 認証林産物の分別・表示管理体制
- 事業所の敷地、建物及び土場の配置図(第一土場・第二土場)
- SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表(書式)
- 国有林材の安定供給システム販売協定書

Ⅱ. 審査経過

1. 湯前木材事業協同組合の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、山口森義、山下友一の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年5月23日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

6月13日／書類確認及び現地確認

(場 所)

湯前木材事業協同組合事務所及び土場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

専門審査員 山口森義

(出席者)

湯前木材事業協同組合	営業課長	椎葉由一
同		宮本浩光

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の「原木市場」における木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 湯前木材事業協同組合の土場において、認証材置き場、木材の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

平成 20 年 7 月 1 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸(書類審査)
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司(書類審査)

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	山下 友一

(内 容)

1. 現地確認の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 湯前木材事業協同組合の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、湯前木材事業協同組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3－5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－6）

【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の安定性	1.1. 持続的に事業活動 を行いうる事業体 である。	湯前木材事業協同組合は、昭和 38 年設立の協同組合運営の原木市場であり、年間 60,000 m ³ 程度の国産スギ、ヒノキ原木を取り扱っている。地元九州森林管理局との「システム販売協定」により、自動選別機を備えた原木市場として国有林材の安定供給の一翼を担うなど、持続的に事業活動を行いうる事業体である。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、 財務状態が健全で ある。	「決算報告書」の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当
基準 2 認証林産物 取扱の業態	2.1. 認証林産物を取り 扱う事業体として、 事業目的および内 容が適合している。	湯前木材事業協同組合の SGEC 事業体認定への取組は、地元の国有林等で SGEC 森林認証の取組が進んできていることから、選木機能とストック機能を持つ原木市場として、流域の SGEC 認証林材の適正な分別・表示と流通の一翼を担おうとするものであり、SGEC 認定事業体としての適合条件を揃えている。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 認証林産物 取扱の業態	2.2. 認証森林所有者・管理者または認定事業者と反復継続して取引関係にある。	同協同組合の原木の主な集荷先である熊本県南部から宮崎県中北部は、SGEC 森林認証取得が最も進んだ地域の一つであり、SGEC 森林認証を取得している熊本南部森林管理署や宮崎県の田爪林業等である。	妥当
	2.3. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	熊本南部森林管理署と「システム販売協定」を結ぶなど、国有林材の安定供給の核になっている等、林産物の普及及び利用促進、新たな用途開発等について意欲的に取り組んでいる。 また、認定取得後は、第三者にも識別できる標識看板及び「環境ラベル」入りの「幟」を立ててPRに努める意向も確認した。	妥当
基準3 分別・表示管理 運営の体制	3.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	今回の SGEC 分別・表示事業者認定取得に当たり、「原木市場における認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、認証林材と非認証林材とを隔離・管理するため、「認証林産物の分別・表示管理計画」、「認証林産物の分別・表示管理方法」及び、「認証林産物の分別・表示管理体制」を整備している。	妥当
	3.2. 分別できる製造工程である。	同協同組合は、「第一土場」、(6,650 m ²) と「第二土場」(19,750 m ²) を所有しており、認定後の認証林材の受入、選別、はい積、保管は、「第一土場」のみで行うこととしており、分別に十分な広さがあることを確認した。	妥当
	3.3. 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	「分別・表示管理方針書」、「認証林産物の分別・表示管理体制」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」により、原木の受け入れ、選別、はい積、保管に至る各工程で、分別・表示管理の徹底が図れる体制を整備していることを確認した。	妥当
	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	同協同組合「分別・表示管理方針」により、適正な選木・販売体制を確立するため、「分別・表示管理責任者」を設置しており、「分別・表示管理責任者」が内部監査（検査）を行い、検査日時・加工担当者・検査内容・所見・検査者名を記録することとしている。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理 運営の体制	3.5. 職域で適正な内部 研修を行っている。	担当者の新規就労時及び配置換え時には、分別・表示に関する内部研修を行うこととし、その他の従業員に対しても、既存のミーティング時などに、安全作業、SGEC 森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図るものとしている。	向上 目標
	3.6. 伝票など帳票類を 作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。	現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。 認定取得後は、認証林産物と非認証林産物とのコード番号を区別するとともに、認証林産物専用の「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。	向上 目標
	3.7. 定期的に棚卸記録 などにより、保管数量の管理を行う。	「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」を作成し、定期的に生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通情報交換・開示に備えることとしている。	妥当

IV. 添付資料（主な確認資料）

- 原木市場における認証林産物分別・表示管理方針書
- 認証林産物の分別・表示管理計画
- 認証林産物の分別・表示管理方法
- 認証林産物の分別・表示管理体制
- 事業所の敷地、建物及び土場の配置図（第一土場・第二土場）
- SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表（書式）